

# 核燃料施設等の廃止措置計画に係る審査会合

## 第7回

令和元年9月12日（木）

## 原子力規制庁

（注：この議事録の発言内容については、発言者のチェックを受けたものではありません。）

核燃料施設等の廃止措置計画に係る審査会合

第7回 議事録

1. 日時

令和元年9月12日(木) 10:00～11:14

2. 場所

原子力規制委員会 13階会議室B・C

3. 出席者

担当委員

田中 知 原子力規制委員会 委員長代理

原子力規制庁

山形 浩史 緊急事態対策監  
小野 祐二 安全規制管理官(研究炉等審査担当)  
細野 行夫 研究炉等審査部門 企画調査官  
來住 正人 研究炉等審査部門 管理官補佐  
本多 孝至 研究炉等審査部門 安全審査官  
石井 克幸 研究炉等審査部門 使用係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

木原 義之 核燃料・バックエンド研究開発部門 人形峠環境技術センター 所長  
八木 直人 核燃料・バックエンド研究開発部門 人形峠環境技術センター 環境保  
全技術開発部 部長  
菅田 信博 核燃料・バックエンド研究開発部門 人形峠環境技術センター 環境保  
全技術開発部 施設管理課 技術副主幹  
島池 政満 核燃料・バックエンド研究開発部門 人形峠環境技術センター 環境保  
全技術開発部 設備処理課 マネージャー  
西村 善行 核燃料・バックエンド研究開発部門 人形峠環境技術センター 安全管  
理課 技術副主幹

## 文部科学省

有林 浩二 研究開発局 原子力課 放射性廃棄物企画室 室長

### 4. 議題

- (1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター加工の事業に係る廃止措置計画の認可申請について

### 5. 配付資料

資料1 加工の事業に係る廃止措置の一部補正について

### 6. 議事録

○田中委員長代理 それでは、定刻になりましたので、第7回核燃料施設等の廃止措置計画に係る審査会合を開催いたします。

本日の議題は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター加工の事業に係る廃止措置計画の認可についてであります。

本件は、今年3月12日に、第2回の廃止措置計画認可申請に係る審査会合において、原子力機構から説明を聞きましたが、認可申請書に一部不明確な点があったため、しっかりした補正申請を提出するようまとめておりました。この指摘を踏まえて、8月9日に、廃止措置計画認可申請の補正申請、保安規定変更認可申請の補正申請が提出されたため、本日は補正申請の内容について説明を聞くものであります。

それでは、原子力機構のほうから説明をお願いいたします。

○木原所長 原子力機構人形峠環境技術センターの木原でございます。今日はよろしくお願いたします。

今、田中委員長代理のほうから御説明あったとおりでございますので、早速中身のほうの説明に入らせていただきます。担当の菅田のほうから御説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○菅田技術副主幹 原子力機構の菅田でございます。

それでは、説明資料にのっとり、一部補正の内容について御説明させていただきます。まず、1ページ目からでございます。

コメントに対応した主な補正事項ということで、これまでの経緯とか、概略的な補正の

内容に関しまして御説明させていただきます。

加工の事業に係る廃止措置計画認可申請書でございますけれども、平成30年の9月28日に認可申請を申請してございます。また、保安規定に関しましては、平成30年11月30日といたところで申請してございます。これにつきまして、審査会合等、これまで、平成30年12月11日、それから平成31年3月12日に審査会合を2回、それから、現地調査でございますけれども、平成30年12月21日ということで、現地調査でコメントをいただいております。

これらの審査会合等でのコメントに関しましては、拝承させていただき、以下の事項について適正化を図った廃止措置計画認可申請書及び保安規定の認可申請書の一部補正につきまして、令和元年の、本年の8月9日ということで、一部補正の申請をさせてもらっているところでございます。

具体的な一部補正の概要としましては、廃止措置計画につきましては、まず1. 申請書への記載ということで、記載の追加というところをさせてもらっているものでございます。

それから2ポツでございます。放射線業務従事者及び公衆の被ばく評価につきまして、コメントを踏まえ見直しを行ってございます。

3ポツでございますけれども、廃止措置中に機能を維持すべき施設・設備と性能の詳細化といった観点で、補正をさせてもらってございます。

それから、保安規定でございますけれども、1ポツで、廃止措置段階の保安管理体制の構築における基本的な考え方につきまして明確化させてもらいました。

2ポツでございますけれども、放射性廃棄物でない廃棄物の管理、NR廃棄物でございますけれども、この管理に係る業務を担当する職位につきまして明確化させてもらいました。

3ポツでございますけれども、廃止措置期間中に機能を維持すべき加工施設につきまして、敷地境界付近のモニタリングを行う設備等を含むにつきまして、これらにつきまして、維持管理の方法につきまして明確化したものでございます。

あと、最後でございますけれども、4ポツで、火災が発生した場合の措置が確実にできる体制整備の追加といったところで、これらを廃止措置計画、保安規定につきまして、一部補正させてもらったところでございます。

続きまして、2ページ目からでございますけれども、こちらは詳細な説明ということで、まず1ポツで申請書への記載の追加といったところの具体的な中身でございますけれども、

その横の括弧書きの補足資料でございますけれども、補足資料のナンバーにつきましては、補足資料を添付してございますけれども、その補足資料に対応したナンバーということで括弧づけを書かせてもらっているところでございます。

まず(1)でございますけれども、廃止措置対象施設の選定の適正化に関する記載及び設工認の施設につきましては、追加したというものでございます。

(2)でございますけれども、過去の許認可経緯につきまして、規制区分でございますけれども、加工から使用施設、また使用施設から加工施設といったように、規制区分を変更した経緯につきまして、追加してございます。

(3)でございますけれども、滞留ウラン除去の実績と放射線業務従事者の線量が低減できるといったところの御説明のところを追加しているといったところです。

それから(4)でございます。放射性廃棄物でない廃棄物とする物（NR対象物）の、これにつきまして、過去の実績、それから管理方法につきまして、記載を追加したと。

それから、(5)でございますけれども、添付書類-1につきまして、実在庫量報告書の在庫量の確定方法がわからないというところで、確定方法につきまして追加したというものでございます。

(6)でございますけれども、核燃料物質の譲渡しに関する譲渡先の決定期限、それから核燃料物質の譲渡先が決定できない場合、核燃料物質の酸化物への転換等について検討を行う旨の追加及び廃止措置工程への記載の追加というものでございます。

(7)でございますけれども、平成20年3月に汚染状況の確認を行ってございますけれども、これにつきましては、汚染状況の確認した室を含めまして、設備等の解体前には汚染状況の調査を再度また行うといった記載を追加したものでございます。

(8)でございますけれども、過去の規制区分の経緯の追加ということで、管理区域の変更という意味で、第2種管理区域から第1種管理区域へ変更した実績、それから、対象室名の変更経緯ということで追加してございます。

続きまして、3ページ目でございます。

同じように、記載の追加といったところでございますけれども、(9)で、放射性廃棄物の保管場所、それから、その保管容量につきまして、記載を追加させてもらってございます。

(10)でございます。クリアランスに関する認可申請の手続ということで、申請の手続に関しての事項の追加、それから、こちらに関しましては工程への記載の追加といったとこ

ろをさせてもらっています。

(11)でございます。廃止措置の工程を年度ごとに区切った工程表に変更してございます。

(12)でございますけれども、廃止措置の工程の進捗管理に関する記載につきましても追加してございます。

(13)ですが、事業許可で記載している放射線管理に関する記載を、事業許可と同様の放射線管理という観点で記載を追加してございます。

(14)でございます。想定事故につきまして、設定の根拠、評価に使用するウラン核種の種類及び量を追加したというものでございます。

(15)でございますけれども、想定事故の評価での使用済みNaF収納ドラム缶内のウラン量につきましては、保守性、それから設定根拠、評価の過程に関する記載ということで追加してございます。

(16)でございますけれども、第2段階での汚染の分布及び評価方法につきまして、記載を追加してございます。

(17)でございますけれども、可燃性物質の保管管理に関する記載ということで、記載を追加してございます。

最後になりますけれども、(18)で、非常時につきまして、自然災害、火災、爆発等の人為事象の体制、資機材等に関する記載ということで、記載を追加したというものでございます。

次が、4ページ目でございますけれども、同じく廃止措置計画の中で2. 放射線業務従事者及び公衆の被ばく評価方法の見直しを行ってございます。

これにつきましては、まず(1)でございますけれども、コメントで、推定放出量ということで評価しなさいよというコメントがございましたので、放射性気体廃棄物、液体廃棄物の推定放出量につきまして追加したというものでございます。

(2)でございますけれども、放射線業務従事者及び公衆の被ばく評価につきましては、これまで使用施設ということで、人形峠にございます濃縮工学施設がウラン濃縮プラントという同様なプラントという意味で、その解体実績から、漏えい量を想定してございましたけれども、その解体実績から、解体撤去により漏えいすると想定したウラン量により評価を変更してございます。これに用いた、計算に用いた核種の種類、それから計算方法等を追加したというものでございます。

続きまして、3ポツでございます。廃止阻止中に機能を維持すべき施設、設備と性能の

詳細化をしているものでございます。

まず(1)でございますけれども、まず新規制基準への適合に係る事業変更許可申請につきましては、過去事業変更許可申請を行っていないといったこともございますので、廃止措置中に機能を維持すべき施設・設備につきましては、加工施設の性能に係る技術基準に関する規則に基づかないといった旨を記載を追加させてもらっているところでございます。また、施設の定期自主検査につきましては、検査内容、これの検査項目とか、検査方法及び判断基準等につきましては、明確化した記載を追加したというものでございます。

(2)でございますけれども、廃止措置中に機能を維持すべき施設・設備でございますけれども、こちらに、核燃料物質の貯蔵庫及び廃棄物貯蔵庫につきましては、追加したというものでございます、

(3)でございますけれども、廃止措置中に機能を維持すべき施設・設備という観点で、これまで追加してございませんでしたが、モニタリングポスト、それからモニタリングステーションを追加したというものでございます。

(4)でございますけれども、モニタリングポスト等でございますけれども、これは、モニタリングステーションも同様でございますけれども、外部電源が喪失した場合といったところで、非常用発電から給電する旨の記載ということで追加してございます。

以上が廃止措置計画というところの一部補正の概要になってございます。

次に、保安規定でございますけれども、1ポツでございます。廃止措置期間中に機能を維持すべき加工施設、これにつきましては、敷地境界付近のモニタリングを行う設備等を含むものでございますけれども、これの維持管理の方法につきまして、明確化したというものでございます。

具体的には(1)で、機能を維持すべき設備に係る検査方法、判断基準、維持すべき期間等の明確化といったところで、廃止措置計画認可申請に合わせた記載ということで明確化したものでございます。

(2)でございますけれども、モニタリングポスト及びモニタリングステーションにつきましては、廃止措置期間中に機能を維持すべき設備として追加したというものでございます。

2ポツでございます。火災が発生した場合の措置が確実にできる体制整備につきまして、記載を追加してございます。

これは(1)でございますけれども、火災が発生した場合に必要な措置が確実にできる体

制、また資機材を含むものでございますけれども、これをあらかじめ講じることということで、その旨を保安規定のほうに追加したというものでございます。

3ポツでございます。廃止措置段階の保安管理体制の構築における基本的な考え方の明確化といったところで、(1)でございますけれども、これまでの施設の運転、保守等で得られた知識、それから経験等を十分に活用できる保安管理体制を廃止措置で進めることを追加したというものでございますけれども、こちらにつきましては、申請書の別紙というところで、変更理由のところに基本的な考え方を説明させてもらっているものでございます。

4ポツでございます。放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る業務を担当する職位の明確化といったところでございますけれども、(1)でございます。放射性廃棄物でない廃棄物として判断（確認）を行う者というところで、環境保全技術開発部長が該当するものでございますけれども、これと放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る業務を行う者の関連を明確にするため、管理を担当する職位、施設管理課長が該当するものでございますけれども、その職務に関しまして、業務を追加したというものでございます。

次が6ページ目でございます。

一部補正の中で、今回の一部補正の中で、それまでのコメント対応が完了した案件という観点で説明させていただきます。

No. 4のコメントということで、コメント内容につきましては省略させていただきますけれども、対応内容につきましては、No. 4につきましては現地調査で維持管理の状況、それから現場の状況を確認していただいております。これにより、対応が完了したということで考えてございます。

それから、No. 10の一部でございますけれども、こちらに関しましては、審査会合におきまして、第1種管理区域から第2種管理区域に変更した実績はないといったところで御説明を行っているものでございます。一部というところで対応が完了したという記載をさせてもらっているところでございますけれども、申請書への記載の追加ということで、許認可の過去の経緯というところの追加もしてございます。実際には第2種管理区域から第1種管理区域というところで、管理区域の変更がございました。そういったものにつきましては、一部補正の中で、今回追加したということでございます。これに関連するもので記載の追加をしてございます。

それからNo. 33でございますけれども、廃止措置期間中に機能を維持すべき施設及び設



備・機器の保守管理の状況につきましては、今後の原子力規制検査等で確認していただくということで、御説明をしているものでございます。

また、補足資料、7ページ以降につきましては、具体的なコメント、それからコメント対応内容を記載しているものを追加してもらってございます。

以上で御説明を終わらせてもらいます。

○田中委員長代理 ありがとうございます。それではただいまの説明に対しまして、規制庁のほうから質問、確認等をお願いいたします。

○本多安全審査官 規制庁の本多です。

ただいまの御説明と、あと提出いただいた補正申請書を見まして、こちらとしては論点が、大きな論点が三つあるというのと、あとそのほかに確認したい事項が幾つかあると考えてございます。

まず、三つの論点をちょっと先に述べさせていただきます。

一つは、核燃料物質の譲渡の話でございます。譲渡につきましては、前回の会合におきまして、ずるずると譲渡先を探すのではなく、期限をもって探すようにという指摘をしたところでございまして、それに対して今回の補正申請では、2028年末までに譲渡先を決定するとしている補正が出されてまいりましたが、この10年というのも時間がかかり過ぎではないのかというふうなことを考えてございます。

一方で、その譲渡先が見つからなかった場合においては、核燃料物質を、酸化物への転換をするということを検討するというふうなことになってございますけれども、このことに関しましても、酸化物へ転換する設備が備わっているのかとか、あとその酸化、転換した後どこに貯蔵するのかとかいうようなことが懸念もございまして、さらにそういった作業をすることによって、その廃止措置の完了時期が延びるのではないかということが懸念されてございます。

したがって、核燃料物質の酸化物への転換ということの検討につきましては、前倒しをしてもらって、その譲渡先を決定する作業と同時並行的に進めるべきではないかと考えてございまして、もう一方では、譲渡先の決定までの探す期間といいますか、それももっと短縮すべきではないかというふうに考えてございます。それが1点目でございます。

それから二つ目でございますが、廃止措置の工程表に係ることでございます。補正申請書をいただいたその工程表を見ると、ラフでございまして、詳細に、もっと詳細に記載すべきではないかと考えてございます。例えばですけれども、解体対象となっている均質設

備であるとか、滞留ウラン除去設備など、少なくとも年度単位で、どの設備に解体着手するのかとか示していただかないと、その進捗も把握することができないでしょうし、その工程表において廃止措置の全体像が見えないということがございます。

それから、その工程表の中において、ほかの工程と重なっている部分があったりとか、図面上なんですけれども、その重なっている部分がどういう意味合いを示すのであるとか、あとその本文記載事項と、その工程表図が必ずマッチしているのかどうかといったことも懸念としてございます。したがって、詳細な工程表の作成に当たっては、原子力機構のほうで、ほかの施設で廃止措置計画が認可されている施設でございますので、その工程表を参考にして書いたらいかかというふうに思います。

それから最後に、廃止措置の第1段階から第2段階への移行に係る問題でございますけれども、廃止措置の第1段階から第2段階への移行のタイミングがちょっと不明瞭でよくわからないところがあります。一方で、第1段階の完了要件として、計画した設備が解体が終了したことというようなことの記載もありますけれども、これでもまだちょっとよくわからないところがございます。

それから、これに関連して、図の8-1のところ、遠心分離機以外と遠心分離機というふうに、解体する機器の線表が引いてあるんですけれども、これも本文記載事項のほうでのこれに対する説明がないので、この図に係る説明が本文においても必要ではないかと考えてございます。

以上、三つの論点を指摘させていただきましたけれども、これについて原子力機構から何か御意見とかございますでしょうか。

○田中委員長代理 お願いします。

○八木部長 はい。原子力機構人形峠センターの八木と申します。よろしく申し上げます。

まず、核燃料物質の譲り渡しのことでございますけれども、2028年度末までにという形で、最終的にはそこまでに決めていきたいということでまず書かせていただいております。そこまでに譲り渡し先を決めることで、今お示ししています廃止措置工程のとおり廃止措置が進んでいくだろうというふうに当方では計画しておりますというのが1点目。

あと、酸化物の転換でございますけれども、当然ながら譲り渡し先の決定ができなかった場合ということではありますけれども、それがわかってからではなくて、それより早目に酸化物への転換についてもあわせて検討を進めていきたいというふうに当方では考えております。

○菅田技術副主幹 原子力機構の菅田でございます。

工程表につきましては、若干工程表がラフというか雑過ぎるという御指摘でございます。これにつきましては、今の記載につきまして、他施設につきまして、機構の中でも他施設の状況を見ながら、どういった記載がいいかといったところ、それから設備ごとの解体の時期というか、解体が明確になっていないというところ、その点につきましては、記載の仕方について十分検討させてもらいたいと思います。

それから、廃止措置につきましての第1段階から第2段階への移行というタイミング的なものが不明瞭といったところでございますけれども、基本的な話でございますけれども、第1段階から第2段階へ移行するタイミングというものにつきましては、機能を維持する設備以外の設備ということで、まず第1段階で全て解体撤去するというところは工程表に記載させたものでございます。

これにつきましては、具体的に、やり方としましては、移行条件という観点におきましては、保安規定に基づき進捗管理ということで行っていくということで、保安規定に基づくQMS文書という観点で対応するという考えを持ってございます。

今の記載上を、若干記載が不明瞭といったところもございますけれども、こちらに関しましては、そういったところで保安規定に基づくQMS文書という観点で管理したいということでございます。

○八木部長 すみません、1点お答えしていないところがございました。八木でございます。

先ほど、酸化物への転換する設備があるのかなのかという御質問がございましたが、設備は現状ございません。ですので、酸化物にも転換する場合につきましては、設備設計等から初めて、きちんとしたものにしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○田中委員長代理 よろしいですか。はい。

○本多安全審査官 規制庁の本多です。

そうしましたら、今、種々ちょっと指摘させていただきましたけれども、御説明のあったところは、必要に応じて書類に書くなり申請に書くなりしていただければと思います。

○細野企画調査官 規制庁、細野です。

すみません、私ちょっと納得できないんですけれども、その再転換の話は、何かいまだにふわっとしていて、僕らの指摘の趣旨は、要は粉にする検討もあわせてやってください

と、並行的にやっていってくださいと、少なくともですね。で10年かけるよりはもっと短くしていただいたほうがいいんですけども、我々全体の、要はフッ化水素のリスクを下げたいという思いがありますから、そういう趣旨で検討をお願いしたというのが1点目の趣旨でございます。

で、2点目、3点目のね、その廃止措置の工程表、あとその第1段階、第2段階への移行というところの指摘なんですけれども、ここの本旨は、要は他の拠点、かなりそれなりのその実現可能性を持って、割と監視チームも開かれて、常にウオッチされているんですね。それに比べると、確かに人形の体制というのを鑑みると、なかなか大変なところはあると思います。あると思いますけれども、よその拠点と比べて明らかにちょっと損失しているというか、実現可能性が薄いというところなんです。そこのところを指摘させていただきますので、ぜひそこはもう一度再考していただいて、必要な措置をとっていただければと思います。以上です。

○八木部長 原子力機構、八木でございます。

最初の酸化転換の件でございますけれども、現在のUF6の形での譲り渡しと並行して検討を進めていきたいというふうに考えておりますし、2028年度末というふうに書いておりますけれども、先ほども申しましたように、なるべく前倒し、前倒しで業務を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○細野企画調査官 よろしく申し上げます。

○田中委員長代理 あとありますか。はい。

○石井使用係長 規制庁の石井です。

放射線被ばくの観点で、ちょっと私のほうから確認したいことがあるんですけども、今ちょっと御説明いただいた内容の中から、使用施設の実績から解体撤去により漏えいすると想定したウラン量の評価に変更とあるんですけども、今回、補正の内容を見せていただきまして、結構当初申請から、細かく評価見直しされているところはわかったんですけども、今御回答いただいたこの使用施設の実績というところなんですけど、これは当初申請の中でも、その使用施設の解体撤去を、当初申請ではそれをそのまま引用する、使うといえますか、そのような形で引っ張っていたところなんですけれども、そのウラン量の評価に変更、その使用施設の実績から変更したという点は、どういった変更になっているのか、ちょっと御説明をお願いできればと思うんですが。

というのはちょっとまず1点でございまして、あとちょっと2点ほどまとめてちょっとお

聞きしたいんですけども、あと、公衆の被ばく評価の中なんですけれども、公衆の被ばく評価の中で、従事者の年間実労働時間、これを用いてちょっと評価計算しているんですけども、この年間実労働時間を用いて評価したというのは、要は解体撤去工事に伴う放射性物質の放出を、保守性をもって解体、実労働時間の分だけ、保守性をもって見積もって評価をしたということによろしいのかというのを確認したいのが1点。

もう一点なんですけれども、従事者の被ばく評価の中においては、解体撤去工事の被ばくと、UF6シリンダーの巡視・点検、これに伴う外部被ばくの評価のみをちょっと入れているんですけども、その一方で、周辺監視区域評価における被ばく評価の公衆の被ばくの評価においては、固体廃棄物、保管されている固体廃棄物を線源とした直接ガンマ線であったりとか、あとはスカイシャインガンマ線、これらによる被ばくも評価しているんですけども、これらを従事者のほうでは入れていないのは、無視できるほどその影響が小さいという理解でよろしいのか。

以上3点をちょっと確認させていただければと思います。

○菅田技術副主幹 原子力機構の菅田でございます。

まず1点目でございますけれども、これまで濃縮工学施設の実績の評価という観点から、解体物等に含まれるウラン量で評価したという変更でございますけれども、コメントで、放射性液体廃棄物、それから液体廃棄物の推定放出量を評価しなさいよという、審査会合でのコメントがございました。そういったことで、全部が全部実績で評価なかなかできないという観点もございましたので、今の既許可の加工事業許可の中での評価方法を基本に、解体撤去に関しましては、解体物等から漏えいするウラン量での評価に変更したというものでございます。

次が、2,000時間、実労働時間2,000時間についての御質問でございますけれども、これに関しましては、解体撤去作業に係る年間実労働時間を、年間2,000時間としてございます。解体撤去に関しましては、排気口から放出される放射性廃棄物の放出時間につきましても、2,000時間という観点で評価してございます。したがって、解体撤去作業に発生した放射性気体廃棄物の吸引による公衆の被ばく時間は年間2,000時間という観点で、解体撤去時間、それから放出時間というところで2,000時間を用いているというものでございます。

もう一点が、固体廃棄物につきましては、公衆の被ばくにつきましては、今の被ばく評価につきましては、直接スカイシャイン線という観点で、これは基本、核燃料物質の貯蔵

の部分が大半でございますので、固体廃棄物につきましても包含できるといったところで、現状、固体廃棄物につきましては包含されるということで評価してございます。

それから、放射性業務従事者につきましても、具体的な非密封作業という観点ということで、現状、放射線業務従事者、それから巡視点検とか、そういった観点で業務従事者の被ばくを評価してございますけれども、具体的に固体廃棄物につきましては、それらに影響されないというか、包含されるという観点で評価していないというものでございます。

○石井使用係長 御回答いただいたところなんですけど、その包含といったところの意味がちょっとよくわからなかったもので、もう少し詳しく御説明いただければと思うんですけども。

○細野企画調査官 すみません、規制庁、細野です。

技術的な細かい話になるのであれば、次回の会合でも結構ですので、少し資料なりにまとめていただくのがいいのかなというような趣旨もあります。

というのは、やはりその補正申請見せていただきましたけれども、記載の適正化なりなんなりでふわっと書かれていて、実際には結構それなりに詳細な検討をされているところ、あるいは許可、設工認、そういったところから持ってきているところの数字というところも、ちょっとなかなかぱっと見てわからないというところのその指摘なので、例えば先ほど菅田さんがおっしゃっていた、年間実労働時間2,000時間はわかっているんですけど、大体そうだろうなと思うんですけど、じゃあこの年間労働時間を使う意味って何なんですかというところについては今お答えがなかったと。そういったところをしっかりと書き物として残していただいて、御説明いただければというような趣旨でございます。

以上です。

○菅田技術副主幹 原子力機構の菅田でございます。

趣旨は理解いたしましたので、また御説明させていただきたいと思います。

○田中委員長代理 あとありますか。はい。

○本多安全審査官 規制庁の本多です。

放射性廃棄物の保管場所に係ることでちょっと確認させていただきます。三つございます。

解体撤去工事で発生した固体廃棄物の保管場所は、申請書の中の図にあるように、DOP-1カスケードとか、カスケード室、あるいは回収発生室等のエリアごとに保管するというような申請になってございますけれども、各部屋の中におけるその保管のやり方として

は、固体廃棄物など、クリアランス対象物、あるいは放射性廃棄物でない廃棄物といった種類ごとに確実に分けて保管するという考えでいらっしゃるということによろしいのか確認させてください。

○菅田技術副主幹 原子力機構の菅田でございます。

放射性廃棄物、それからNR対象物、クリアランス対象物というところでございますけれども、当然、管理区域内でそれぞれ保管するものでございますけれども、こういったものは、コンタミ等、そういったものを防止するという観点が重要といったところでございますので、そういった旨は保安規定あるいは保安規定の下部要領のQMS文書等でしっかり管理していくという考えでございます。

○本多安全審査官 わかりました。

二つ目でございますが、申請書の7.3項においては、固体廃棄物は、廃止措置が終了するまで、許可を受けた原子力事業者の廃棄施設に廃棄するというような記載がございます。一方で、固体廃棄物については、廃棄の方法の詳細が決定次第、変更認可申請するという記載がございます。ちょっとこの二つの記載の関係がちょっとよくわからなくて、特に廃棄の方法の詳細事項というのが何を意味するものなのか、ちょっとこの場で御説明いただければと思うんですけれども。

○菅田技術副主幹 原子力機構の菅田でございます。

放射性廃棄物の廃棄の方法につきましてでございますけれども、現在、ウラン系廃棄物の法規制が整備されていないといったところがございますので、これに向けての処理、処分ということが明確化になっていないという観点では、それまでの対応というところ、そういった対応、廃棄体化するまでの対応ということが明確にできないといったところがございます。そういった意味で、今、書かせてもらっているものでございます。

○本多安全審査官 はい。三つ目なんですけれども、固体廃棄物の焼却減容の話も申請の中にちょっと書いてございまして、加工事業の廃棄物は、主要施設のほうの焼却設備で焼却するということがございます。それで、このところについては、焼却なのか、施設間を行ったり来たりするというのもございますので、焼却減容に係るフロー図をつけていただきたいというふうにもちょっとお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○菅田技術副主幹 原子力機構の菅田でございます。

この焼却施設の減容につきましては、加工事業許可の中でも記載させてもらっているものでございますけれども、フロー図をつけることは可能でございます。

○本多安全審査官 よろしくお願いたします。

○細野企画調査官 規制庁、細野です。

最後の固体廃棄物の焼却減容のところなんですけれども、我々の意図を御説明しますと、我々、その廃棄物については、液体、気体、固体とあるんでしょうけれども、漏れがない、いわゆるよそに行かないという確認をしたいからフロー図をつけてくださいと、そういうことですから、しっかりつけてください。

○田中委員長代理 今の指摘に対していかがですか。

○菅田技術副主幹 原子力機構の菅田でございます。

承知しました。

○田中委員長代理 あと、はい。

○本多安全審査官 続けて規制庁の本多です。

放射性廃棄物でない廃棄物と、あとクリアランスについてちょっと確認させていただきます。

放射性廃棄物でない廃棄物、ごめんなさい、放射性廃棄物の対象の解体物を非管理区域の場所まで搬出するまで、汚染防止措置を講じるというようなことが記載されているんですけども、この具体的な内容は何かというお話と、一方で、クリアランス対象物について、汚染防止措置というのが申請の中で読み取れませんでしたので、これは何か、何ら措置がするという事ではないと思うんですけども、何か具体的な措置があれば御説明をお願いいたします。

○菅田技術副主幹 原子力機構の菅田でございます。

まず、非管理区域排出までに関しまして、汚染防止措置を講ずるといったものに関しましては、これは申請書の本文にも、7.3項に書かせてもらっているところでございますけれども、放射性廃棄物の保管に当たっては、保管場所、保管方法、保管能力等について保安規定に定め、保安上必要な措置を講じた上で適切に管理するといったものでございます。具体的な汚染防止措置は保管場所の区分け、そういったところを、必要に応じて養生とかを行うといった対策を講じるといったことで考えてございます。

○本多安全審査官 あとクリアランスのほうはいかがですか。

○菅田技術副主幹 基本的にはクリアランスもNRと同様な考えでございますので、そういった形で保安規定にのっとり、QMS文書でしっかり管理していくといったところでございます。保管場所の区分け等も同様でございます。



○田中委員長代理 いいですか。はい。

○本多安全審査官 すみません、もう一つございまして、前回の会合でクリアランスの申請の話がちょっと出ていたと思うんですけども、今回の補正申請においては、解体物の放射能測定、放射能濃度ですか、濃度の測定と方法について、新たに認可申請を行うというふうに理解できるんですけども、それでよろしいのかということと、あと、前回の申請では、既認可された測定の方法があるのではないかということの指摘に対して、検討しますみたいなことを答えられていると思うんですけども、既認可の測定の方法、評価の方法というのは、今回は適用ができないというふうに御判断されたのか、その辺をちょっとお願いいたします。

○島池マネージャー 原子力機構の島池と申します。

前回、第2回の会合のとき、クリアランスの申請の話をさせていただいたんですけども、今現在、クリアランスの認可をもらっているものについては、使用施設の濃縮工学施設の遠心機限定の認可になっているものですから、今後、原型プラントのほうの遠心機のクリアランスの場合は申請が必要という形になります。

○來住管理官補佐 原子力規制庁の來住です。

私のほうからは、廃止措置中の想定事故の評価条件に関する指摘をしたいと思います。

大きく二つあるんですけども、まず1点目、自然災害の評価のところなんですけれども、一部補正書の116ページ以降のところ添付書類4という形で評価が書かれています。この内容を見る限りなんですけれども、自然災害のところに関する評価は抽象的で、かつ具体性に欠けていて、現状の段階では審査困難ではないかなというふうに考えています。これから具体的に指摘をしていきたいと思っておりますけれども、この指摘を踏まえてぜひ再考をお願いしたいと、このように考えています。

まず1点目なんですけれども、地震に対する評価のところでは、この補正書の中では、地震評価の研究推進本部の予測地図を引用した形で、地震に関する評価が書かれていますけれども、この内容を確認してまいりますと、地震の発生確率に言及されているかというふうに思います。その地震の発生確率云々ではなくて、そもそも起きたときにどのような対応がとれるのかと、そういうような評価が必要と、このように考えます。

そういった評価ではなくて、むしろ一方で自治体のほう、例えば岡山県のほうでも地震被害想定というものが公表されております。岡山県の地域防災計画の中でも、断層型の地震想定で鏡野町の震度が、最大震度6強という形で出てきています。一方、加工事業の許

可において、建物とか設備に対する耐震評価を行っていると思いますけれども、この評価、どうなっているのでしょうか。いずれにしても、この双方を考慮した上できちんとした評価をしていただく必要があるのかなと、このように考えます。

続いて2点目です。竜巻の話になります。半径20キロを範囲として検討されているということが書かれていますけれども、そもそもこの範囲を半径20キロとしている根拠が不明であります。それから、飛来物に対する対策の記載もないのかなというふうに考えます。ここに関しても不備ではないかというふうに考えますので、検討をお願いしたいと思いません。

3点目です。水害です。水害の評価については、大河川が存在しないことをもって洪水の水害の危険性がないというふうに言及されていますけれども、そもそも昨今の集中豪雨を踏まえると、大河川が存在しないということをもって、洪水の水害の、洪水による水害の危険性がないという理由にならないのではないかとこのように考えます。そもそも、雨に関する被害想定がなくて、一方で土砂災害に関する想定もないのかと。この点についてしっかりと考える必要があるのではないかと考えます。

最後に、森林火災の件です。発生時に消火活動が行えるように、この施設と森林との間に、離隔距離を十分確保するというふうにあります。これは具体的にどのように確保するのでしょうか。既に着手しているのか、また本当に確保できるのでしょうか。この点についてしっかりと言及をしていただきたいと思います。ここまでの点で、JAEAさんの見解をお聞かせください。

○菅田技術副主幹 原子力機構の菅田でございます。

まず、地震に関してでございますけれども、地震に関して、自治体に関しまして、被害想定というものをつくっているといったものでございますけれども、そういったものは、今、申請書に記載されている地震研究推進本部が出した資料をもとにつくっているといったものが想定されているといったものでございますけれども、加工事業許可の中に耐震設計というものを基本的に入れてございますので、そういったものを主に御説明できるのではないかとおっしゃってございます。

○細野企画調査官 すみません、御回答しているところ申し訳ないんですが、多分答えられない。我々は、記載が明らかに足りないと言っています。そういう指摘です。要は、そこら辺がしっかり書き切れていない、あるいは検討した結果がよくわからない。

どういうハザードを想定して、僕ら別に、廃止措置の現状に鑑みてどういう対応をとる

のかというのを、最後は問いたいわけです。だけど、起きないという説明をしたいのであれば、なぜ地調を引いているのかというのがよくわからない。一方で、大きな、自治体のほうでは大きな災害を引いているというところですので、地震に関して言えばですね。ですので、何をもちょうど判断して、いわゆる自然災害というものを、人形峠さん、拠点として考えていらっしゃるのかというところがまずわからない。

で、ある程度ハザードが決まったところでどういう対応をとるのかというのは、当然ハードの対応をとってほしいですけれども、一方ではその廃止措置に向かっているプラントに対して、どこまでハードでかけるのかという話があると思います。それは当然そのソフトも使いながら、保安規定でどういう形でやっていくのかという後段規制も使いながらやられればいいんだと思います。そういうところが全然わからないんです、ここ、添付書類4が。

すみません、傷口に塩を塗るつもりもないんですけれども、ここはぜひ、先ほどうちの來住が申し上げた点を十分に吟味していただきまして、ちょっと引き取っていただいて、もう一度その会合で説明いただければと思います。以上です。

○菅田技術副主幹 はい。原子力機構の菅田でございます。

今の御指摘の点は、機構として再考させていただきたいと思います。

○來住管理官補佐 原子力規制庁の來住です。

ぜひお願いします。

私からもう一点あります。今度は、事故想定の話になります。内部事情による事故想定で、7項目ある想定から、ドラム缶の内容物の詰め替え作業等による、作業中における転倒、それから落下する事故を最大事故想定というふうにされています。火災とか爆発とか転倒、落下等の想定を7項目とした根拠が何かという点。それから、火災や爆発による飛散が、最大事故想定ではない理由、この点について説明をお願いしたいと思います。

○菅田技術副主幹 はい。原子力機構の菅田でございます。

まず、7項目に設定したという意味では、審査基準が実用炉の参考というところもございましたので、過去の実用炉等の申請書を参考に7項目という観点で、施設なりを考慮して書かせてもらったといったものでございます。

それから、ドラム缶の最大想定事故の設定の根拠につきましては、添付書類4の中でも、ドラム缶、使用済みの収納ドラム缶のNaFでございますけれども、それがウラン量が最も多いという観点で、やはりそれを非密封で扱うというところが一番大きいという観点で事

故想定にさせてもらったといったところでございます。

○來住管理官補佐 規制庁の來住です。

今の話、ぜひ、補正書の中に書いていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一つあります。この事故想定における、放射性物質の設定では、使用済みのNaFの収納ドラム缶の落下、転倒で、ウラン量を60キログラム-Uに設定した根拠、これについても申請書のほうに記載をいただきたいと、このように考えています。

○菅田技術副主幹 はい。原子力機構の菅田でございます。

今の申請書の中でも、使用済みNaFに関しましては、実績として、今、保管しているものにつきましては、最大で57.8キロといった数値を書かせてもらっています。それをもって保守的に60キロとしたという記載は、添付書類の4のところで記載させてもらっているところでございます。

○細野企画調査官 規制庁、細野です。

補正書の122ページですかね、すみません、我々、ひょっとすると見落としていました。申し訳ございませんでした。はい、ここで結構です。

○石井使用係長 規制庁の石井です。

火災の防護措置であつたりとか、モニタリングの件に関して、ちょっと確認させていただきたいんですけども、前回の審査会合までにおいて、廃止措置中の安全対策として、火災対策であつたりとか、あと周辺環境に対する放射線のモニタリングを記載してほしいということをちょっと指摘していたところなんですけれども、今回、補正書の中では、これを踏まえて、例えば可燃物の持ち込み制限であつたりとか、あと自衛消防組織を設置するのであるとか、モニタリングに関しては、先ほどもちょっと御説明ありましたが、非常用電源を用いて給電するであつたりとか、その辺り具体的にちょっと記載をいただいているところなんですけれども、この記載は廃止措置計画の中で記載されているところは確認できたんですけども、一方で、保安規定の中を見ますと、必要な活動が確実にできるような体制を定めるという記載がある程度で、具体的に例えば要員の確保をどうするであつたりとか、資機材の整備であつたりとか、あと訓練はどう実施するのかといった具体的な内容がちょっと見受けられなかったんですけども、こちらはちょっとどういった内容を考えているのか、確認させていただきたいと思います。

○西村技術副主幹 原子力機構の西村といいます。

初期消火活動のことに关しましては、前回の審査会合等でも御説明させていただきましたとおり、初期消火活動が要求から外れるということで、今度は非常の番にとるべき措置ということで、保安規定で言いますと、今度は84条の3項ということで、体制を定めて実施していきますということを記載させていただきました。

従前から、初期消火活動の二次文書、下位文書、そちらがあります。それに基づいて実質はやっていく形になりますので、ここで本規定では体制を定めてやっていくというだけに記載させていただいたという整理にさせていただいております。以上です。

○細野企画調査官 規制庁、細野です。

ここの趣旨も、そういうお答えをするのはわかるんですけども、僕らが聞きたいのは、本当に消せるんですかと、そういう体制を組めますかというのを素朴に聞いているんですね。それに対して、マニュアルがあるから大丈夫ですというのは答えになっていないのです。だからそのマニュアルの内容で、こういう火災のときはこういう体制をとります、例えば常駐何人いますとか、そういうことを聞きたいんですよ。わかりますか。かみ砕いて言ったつもりですけども。

ですので、ここら辺もちょっと資料をある程度まとめていただいて、マニュアルで、例えば保安規定の何条でこういうマニュアルをつくることになっている。そのマニュアルによればこういう感じの体制で、例えば森林火災のときは山火事、こういうときは何名体制、あるいは所内の火事の場合は昼間だったらこう、夜間だったらこう、どういう体制でやるのかと、どういう機材が用意されているのかと、そういうところを見える形で出さないと意味がないんですよ。我々、一応そこ審査をさせていただいているつもりですので、せっかく廃止措置計画認可申請出させていただいておりますので、我々も仕事ですから、そういうところを見たいんです。ですので、少しきれいにとは言いません、既存の資料で結構です。そういったことをしっかりまとめていただいて、御説明いただければと思います。

以上です。

○西村技術副主幹 原子力機構の西村です。

御趣旨は十分理解できました。従前の初期消火活動の条文については、体制が何名だとか、そういうことが記載してありますので、それと同等の記載を保安規定の中でわかる形で見直していきたいなど、表していきたいなどというふうに考えたいと思います。

以上です。

○石井使用係長 規制庁の石井です。

すみません、今のとちょっとあわせてなんですけれども、火災防護対策のところであったりとか、放射性廃棄物の廃棄方法のところ、結構供用中の単語が見受けられるんですけども、この供用中の定義についても、ちょっと、申請書の中で、定義づけといいますか、御説明について記載いただければと思っていますので、こちらもちょうとよろしくお願いたします。

すみません、続けてちょっと確認事項なんですけれども、廃止措置中の維持管理すべき施設について、自主定期検査で確認すべき性能を、今回、補正の中での検査項目であったりとか、方法、判断基準の辺りをいろいろ細かく記載していただいているんですけども、こちらの添付書類6の中なんですけど、検査内容のいろいろ設定されているんですけど、その根拠はどういったものになるのか、こちらちょっと御説明いただければと思います。

○菅田技術副主幹 はい。原子力機構の菅田でございます。

維持機能につきましての検査内容でございますけれども、こちらにつきましては、毎年施設定期検査を受験してございます。そういったもので、国の検査を受けるときに検査要領書という観点で、今年度も受験してございますので、今年度受験した内容が主に今回網羅されているといった観点でございます。

以上です。

○石井使用係長 わかりました。

あと、添付書類の中で、建物に要求される機能のところなんですけれども、漏水防止機能とあるんですけど、この漏水防止機能の意味がちょっと不明瞭だったので、こちら御説明いただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○細野企画調査官 すみません、規制庁、細野です。

さっきの提携の要領書で決めていますという話は、回答としては三角で、その定検要領書の設定値ってどこから持ってきているんですかという話なんです。だから設工認、あるいは許可、そういったところから持ってきている。その上で要領書を定めて対応していますという対応を聞いたかったなと思います。それでよろしいですね。

○菅田技術副主幹 はい。原子力機構の菅田でございます。

そのとおりでございます。

○細野企画調査官 今石井が尋ねた漏水防止機能、あるいは供用中と先ほども言っていました、こちら辺のそのよく使いなれない言葉というか、何か結構あるんですよ。どういう意味で使っているんだろうかと悩みながら、我々審査会合の申請書を見せていただいて

いまして、浸水防止機能という、日本語の問題だと言われればそうかもしれませんけれども、建物に浸水しないように、例えばエポキシ塗って、外壁に塗ったりとかするかもしれませんが、浸水防止をするかもしれませんけれども、漏水防止機能って何だろうという、そういう素朴な疑問です。

ですので、そういったところも申請書、散見されますので、少し御覧いただきまして、皆さんで、自分たちでもこれなんだっけというところがあると思いますので、そういったところは少し見直しいただければという趣旨でございます。

○菅田技術副主幹 はい。原子力機構の菅田でございます。

趣旨は理解いたしました。

供用中の件でございますけれども、供用中とは、廃止措置計画に係る認可申請の際に用いられる言葉といったところで、使用に供するという意味で用いるものでございます。具体的には、施設を運転している状態から、その施設の廃止措置計画の認可を受けるまでの状態といったところで、これ、恐縮ですが、原子力規制庁のホームページでも廃止措置段階の安全規制概念図というところで供用中という言葉を用いているというところもございますので、そういった観点での意味でございます。

○細野企画調査官 すみません、規制庁、細野です。

承知はしているんです。申請書の中でふわっと書かれてもわからないというだけの話なので、そういう説明をしてくださいという話なんです。

○菅田技術副主幹 はい。原子力機構の菅田でございます。

承知しました。

○田中委員長代理 あと。はい。

○石井使用係長 規制庁の石井です。

あと、遠心分離機の解体の件で、ちょっとお聞きしたい点があるんですけども、核不拡散・保障措置の観点から、ちょっと遠心分離機を解体処分するに当たって、留意すべきことがあるんじゃないかなと、ちょっと申請書とか見ている中で思ったんですけども、例えばなんです、解体した遠心分離機の一部が、例えば外部に持ち出されてしまうとか、そういったことが生じないように、保障措置上で何かしらの対策を講じた場合、これは廃止措置を進める上で、安全上問題とかは生じないのかというところがちょっとふと思ったんですけども、こちら、いかがでしょうか。

○田中委員長代理 質問は、保障措置だけじゃなくて、核物質防護とか、核セキュリティ

一という観点からも注意してやっていますかということだと思いますので。

○菅田技術副主幹 はい。原子力機構の菅田でございます。

当然、遠心分離機につきましては、核不拡散上の情報といったものでございます。こういった部品につきましては、持ち出すというか、まずは形状変更等ということで対策を講じるといったところに対応するというのが基本でございます。

また、作業者につきましては、契約とか教育等により機密保持の義務を認識していただいた上でそういった対策をとっているといったものでございます。

○石井使用係長 わかりました。ありがとうございます。

あともう一点だけちょっと確認したいのが、廃止措置に係る保安監督の責任者なんですけれども、こちらは核燃料取扱主任者が責任者に該当するという理解でよろしいのかというのを1点確認したいのと、あとこれは確認というわけではないんですが、添付書類1の中で、実在庫量調査実施報告書を添付していただいているんですが、これちょっと、順番にずれがあるかと思しますので、こちらちょっと、改めて確認していただければと思います。

○八木部長 原子力機構の八木です。

加工施設の廃止措置中でありましても、確認上、取扱主任者は必要ですので、それは設置します、当然ながら。

あとは、軽量化の報告書の表番号ずれなんですけれども、実際の報告書をそのまま使っておりますので、今の番号のままにさせていただきたいというふうに思います。

○石井使用係長 わかりました。

○田中委員長代理 あとありますか。いいですか。はい。

それでは、その本日廃止措置計画認可申請、保安規定の変更認可申請のそれぞれの補正申請について説明を受けましたが、本日、規制庁から改めてコメント、指摘した事項がありますので、これらにつきまして、申請書へ反映するなどし、必要な対応をとるようにしていただきたいと思います。またその対応につきましては、1カ月程度を目処に検討を行って、次回の審査会合において説明していただきたいと思います。

また、今日もありましたけれども、UF6の形で長期的にやっぱり保管することを、我々としても結構リスク的な観点から気にしていますので、必要な対応をお願いしたいと思いますし、これ将来どうするかというのはあるかと思っておりますけれども、やっぱり酸化物という安定な形にしたほうがいいのかと思しますので、よろしく検討いただきたいと思います。

その他、事務局から何かございますか。はい。



○山形緊急事態対策監 すみません、規制庁の山形ですけど、今、田中委員が言われたUF6のところは、先ほど譲渡先を決めるのは10年ぐらい、できるだけ早くというふうに言われていましたけど、じゃあその目標はいつなんですか、期限はいつなんですかということ、ちゃんと決めていただきたいですし、それとその再転換の話は、というか、その譲渡先が本当にあるのかと、私はすごく疑問なんです。劣化ウランの譲渡ですよ。そんなものが有価物としてほしいという国があるともちょっと思えなくてですよ、各国とも再転換能力がある国だったら、大体劣化ウランなんて余っていると思うので、そういう先が見つかるとも思えなくてですよ、そうすると、先ほど発言の中で、そのときはまた1から設計して再転換しますという御発言があったんですけども、それはそれで何か無駄な話のような気がして、そうすると、再転換の委託をして、で劣化ウランの固体、UO<sub>2</sub>か何かの形でJAEA内で保管設置保存するというのは、一番合理的なような気がします。それまでです。1から自分でつくってやるより、日本でもできる、ちょっとスペックが合うかどうか分からないですけど、できるところいっぱいありますから、そういうところに委託するというのが一番早くて安いとは思うんですけどね。そういうことも含めて、とにかく早くUO<sub>2</sub>に移していただきたいというようなことです。

それと、すみません、今日の人形峠の廃止措置とは直接関係ないんですけども、ほかのJAEAの施設で、JMTRのほうも、こちらのほうも廃止は決めているけれども、まだ廃止措置の申請とか認可が終わっていないという設備があって、これが9月9日の台風で二次冷却システムの冷却塔が倒壊したというような状況です。ですからその早くちゃんと認可、こちらの人形もJMTRもですよ、ちゃんと申請をして認可を受けて作業を進めていただきたいというのがあります。

この冷却塔の場合は、運転中に使用するというもので、今は使っていない、それはわかるんですけども、必要ないということなんですけれども、こういうものはできるだけ本来きっちりと申請していただいて、認可を受けて廃止措置になる。台風で倒壊しました、壊れました、解体しましたというのは変な話なので、大体人形ではそうかもしれませんが、ちょっとこのJMTRもちょっと我々としては気になる、皆さん方の担当でないというのはよくわかっていますので、その御担当の原子力機構の中の担当の拠点というか担当の理事の方に、我々、9月下旬には原子力機構バックエンド対策監視チームを開こうと思っていますので、このJMTRの廃止措置計画認可申請、いつするのか、準備状況がどうなっているのかというのを、9月下旬に報告するようというのを、確実に、すみません、担当部

署、担当理事に伝えていただきたいんですけど、それは一つお願いです。

○木原所長 はい、原子力機構の木原でございます。

今日、我々の原型プラントの廃止措置計画に対する、保安計画含めまして、いろいろコメントをいただきましたので、先ほど委員長代理おっしゃいましたように、持ち帰り検討させていただきまして、再度補正申請をさせていただければというふうに思います。

それから、大洗のJMTRの件、担当拠点のほうに、確実に私どものほうから伝えまして、対応するようにしたいと思いますので、承りたいと思います。

以上でございます。

○田中委員長代理 よろしく対応お願いします。まだ今日、文科省からも来られていますので、UF6の検討、JMTRの廃止措置計画についても、よろしく言ってください。よろしくお願いいたします。

ほか、いいですか。じゃあほかなければ、これをもちまして本日の会合を終了いたします。どうもありがとうございました。

以上